

TPP11協定(CPTPP) の概要(税率差等)

財務省関税局

TPP11協定(CPTPP)^(注)の概要 目次

- 協定の発効要件
- 税率差: 国別譲許における税率適用国決定ルール
- 国別セーフガード
- その他
 - 国別関税割当
 - 牛肉の適用税率(日豪EPA税率との比較)
 - 輸入後のTPP特惠税率の要求

(注)環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

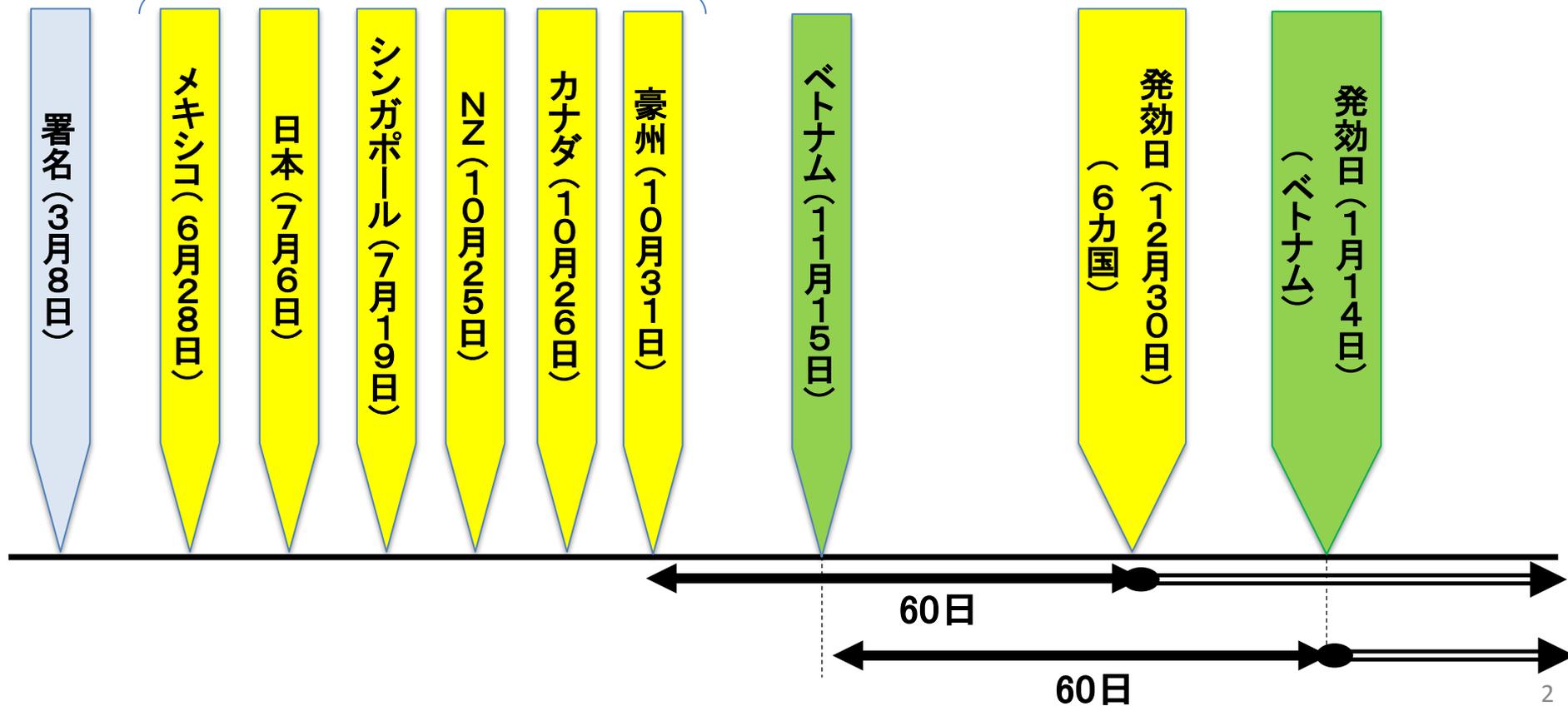
Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP

発効規定

TPPは、2018年12月30日に発効

署名国(11か国:オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム)のうち、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生じる。(CPTPP協定第3条)

6カ国が手続を完了



TPP11協定(CPTPP)における「税率差」

TPPでは、一部の品目^(注)について、相手国によって異なる税率を譲許している(国別譲許)。

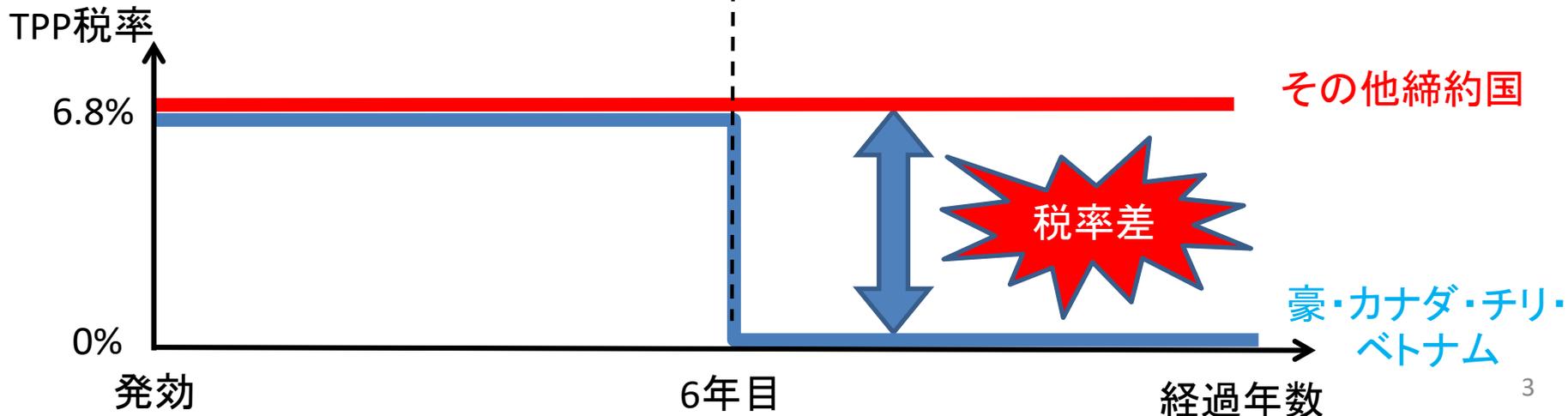
(注) HS 6桁ベースで1005.90、1702.60、3505.10、4407.11、4407.12、4410.11、4410.12、4412.31、4412.32、4412.39、7202.11、7202.30、7202.60、7202.92、7501.20、7502.10、7502.20、7504.00の一部。

(例) エステル化でん粉 (3505.10-100、ベースレート: 6.8%)

協定発効後6年目に、豪州、カナダ、チリ及びベトナム(無税)とその他の国(6.8%)との間に3%を超える税率差が発生。

日本の譲許表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年目以降
その他締約国	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%
豪州・カナダ・チリ・ベトナム	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	無税

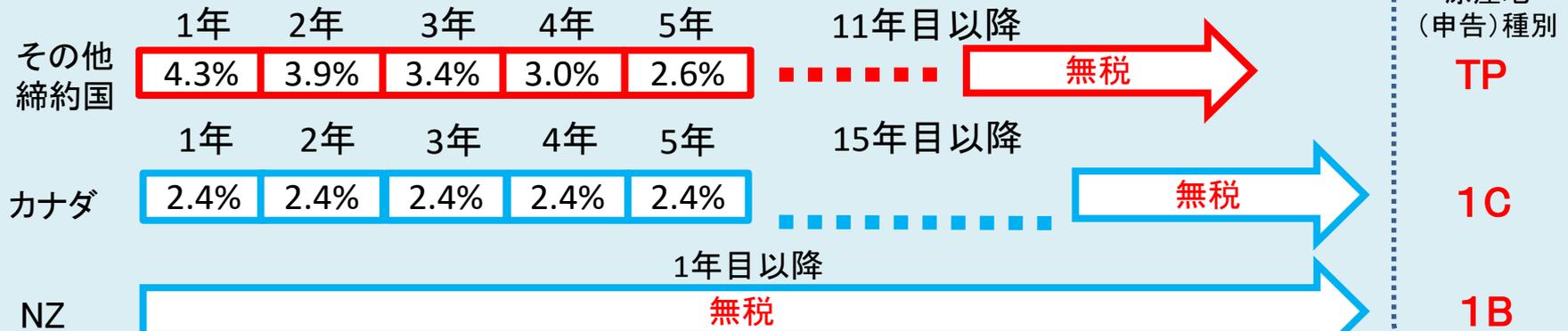


TPP11協定 (CPTPP) : 原産地証明識別コード

原産地証明書識別 (4桁) の体系 = 原産地 (申告) 種別 (2桁) + 原産地証明者等区分 (1桁) + 貨物の種類 (1桁)

原産地 (申告) 種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書 (第三者証明)	WTO協定・国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物
		A	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)		R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物
TP	TPP協定	P	製造者による原産品申告書	EPA	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
1A	TPP協定税率差 (メキシコ)	E	輸出者による原産品申告書		2	EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1B	TPP協定税率差 (ニュージーランド)	I	輸入者による原産品申告書		3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1C	TPP協定税率差 (カナダ)	O	原産地証明書等の提出が不要な場合		4	EPAに基づく原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出がある貨物【CO等を提出】
1D	TPP協定税率差 (オーストラリア)				5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
1*	税率差が生じる国が増えるごとに追加する				6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
⋮	⋮				7	EPAに基づく原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出猶予申請を行う貨物

例) SPF製材 HS440711.110



※共通譲許、国別譲許の「他の締約国」の場合は「TP」、各国別の譲許の場合は、各国の国別コードを入力。

TPP11協定(CPTPP)における「税率差」

- TPPにおける原産地の決定は、「国原産」ではなく「協定原産」の考え方に基づくもの。
- 国別に異なる税率を譲許している（「税率差」が発生する）品目については、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルール（以下、「税率適用国決定ルール」）が必要。
- 税率適用国決定ルールは、全締約国に共通のルールが定められているが、その上で、日本は税率差の大きい（3%超）品目について、別途のルールを設けている。

税率差ルールの構成

◆ 各国共通ルール（附属書2-D第A節）

- ✓ 最終生産工程が行われた締約国の税率を適用する。ただし、「軽微な作業」と呼ばれる最低限の作業は除く。
- ✓ 輸入者の選択により、すべてのTPP締約国若しくは生産に関与したTPP締約国の中の最も高い税率を適用することも可能。

◆ 国別のルール（日本は税率差が3%超の品目等に適用）（附属書2-D付録C）

- ✓ 税率差が3%を超える品目等として協定（附属書2-D付録C）に掲げるものについて、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルールを規定。

TPP11協定(CPTPP)における「税率差」:税率適用国決定ルール

税率差	税率差が発生した品目の TPP原産地規則		適用税率を決定するルール(税率適用国決定ルール)
3%以下の 場合	-		「軽微な作業」を超える最後の生産工程が 行われた国の税率
3%超の 場合及び 差が従価税 以外の場合	非原産 材料あり	関税分類変更基 準	TPP域内で主要な関税分類変更 ^(注) が 行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた関税分類の変更
		加工工程基準	TPP域内で主要な加工工程 ^(注) が 行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた加工工程
		付加価値基準	生産工程に関与した国のうち、 付加価値が最大である国の税率
	原産材料のみから 生産される又は完全生産品		

ただし、輸入者が希望する場合には、全てのTPP締約国又は生産に関与した国のうち、最も高い税率

輸入申告書

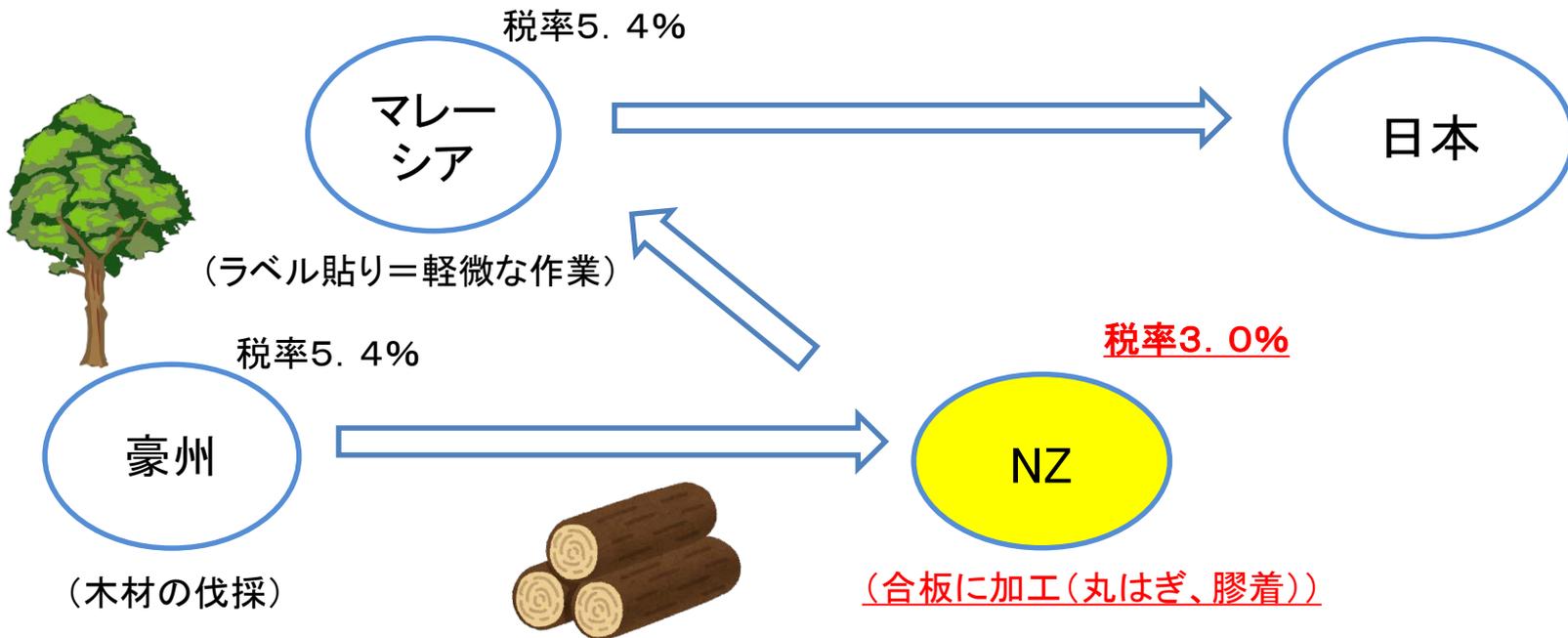
- ・原産地欄:関税法施行令第4条の2第4項による原産地を記載。(項変更基準)
- ・原産地証明識別:税率適用国決定ルールに基づく税率適用国のコードを入力。

【例1】税率差が3%以下の場合

合板(4412.39-110)(協定発効時、3%以下の税率差が発生)

- 「軽微な作業」を超える最後の生産工程が行われた国(NZ)の税率を適用。(マレーシアでの「ラベル貼り」は、「軽微な作業」を超えるものではない)
- 輸入者が希望する場合、生産に関与した国のうち最も高い税率(5.4%)を適用することも可能。

【TPP締約国(注)】



※ いずれも日本へ輸入される合板(4412.39-110)の税率

(注) 各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: NZ(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別): 「1B」(TPP・NZ)

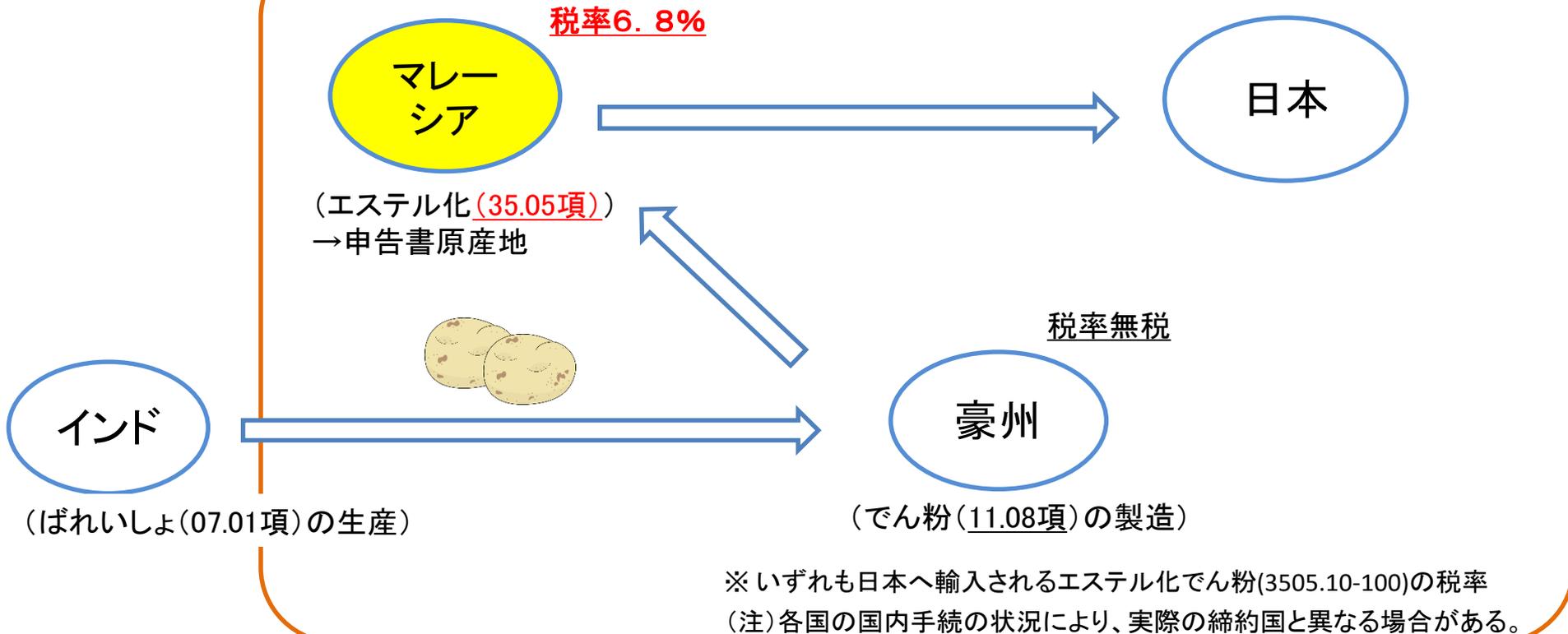
【例2】 税率差が3%超の場合（非原産材料あり）

エステル化でん粉(3505.10-100)（協定発効後6年目に3%を超える税率差が発生）

- TPP域外(インド)からの非原産材料を使用している場合、主要な関税分類変更(注)が行われた国であるマレーシアの税率(6.8%)を適用。

(注)TPP原産地規則で定められた関税分類の番号変更で、この例では、項(4桁)変更。

【 TPP締約国(注) 】



※ いずれも日本へ輸入されるエステル化でん粉(3505.10-100)の税率

(注)各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: マレーシア(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別): 「TP」(TPP・他の締約国)

【例3】税率差が3%超の場合（完全生産品）

エステル化でん粉(3505.10-100)（協定発効後6年目に3%を超える税率差が発生）

- TPP域内での完全生産品の場合、生産に関与した国のうち、付加価値が最大の国である豪州の税率（無税）を適用。
- 輸入者が希望する場合、生産に関与した国のうち最も高い税率(6.8%)を適用することも可能。

【 TPP締約国(注) 】

税率6.8%

マレー
シア

日本

(エステル化(35.05項)、付加価値30%)
→ 申告書原産地

税率6.8%

NZ



税率無税

豪州

(ばれいしょ(07.01項)の生産、付加価値30%)

(でん粉(11.08項)の製造、付加価値40%)

※ いずれも日本へ輸入されるエステル化でん粉(3505.10-100)の税率

(注) 各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: マレーシア(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別): 「1D」(TPP・豪州)

TPP11協定(CPTPP)における品目別セーフガード

	品目	協定の規定		
農産品セーフガード	牛肉	附属書2-D	付録B-1	第B節
	<u>豚肉</u>			第C節
	<u>加工された豚肉</u>			第D節
	ホエイの たんぱく質濃縮物			第E節
	ホエイ粉			第F節
	オレンジ			第G節
	競走馬			第H節
林産品セーフガード	<u>一部の林産品</u>		付録第B-2	

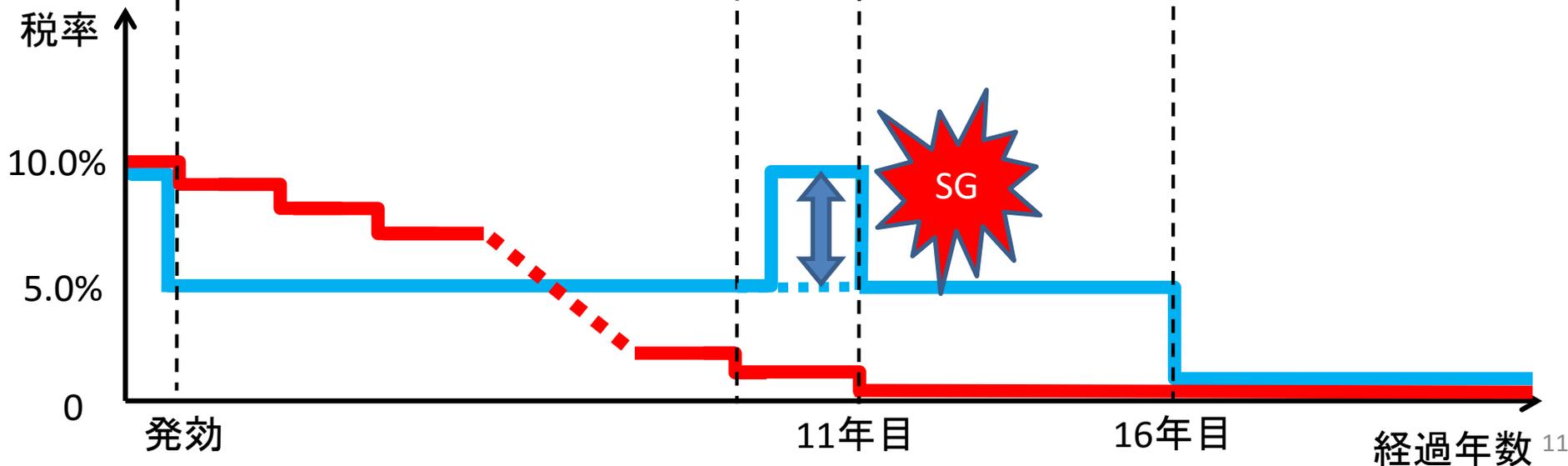
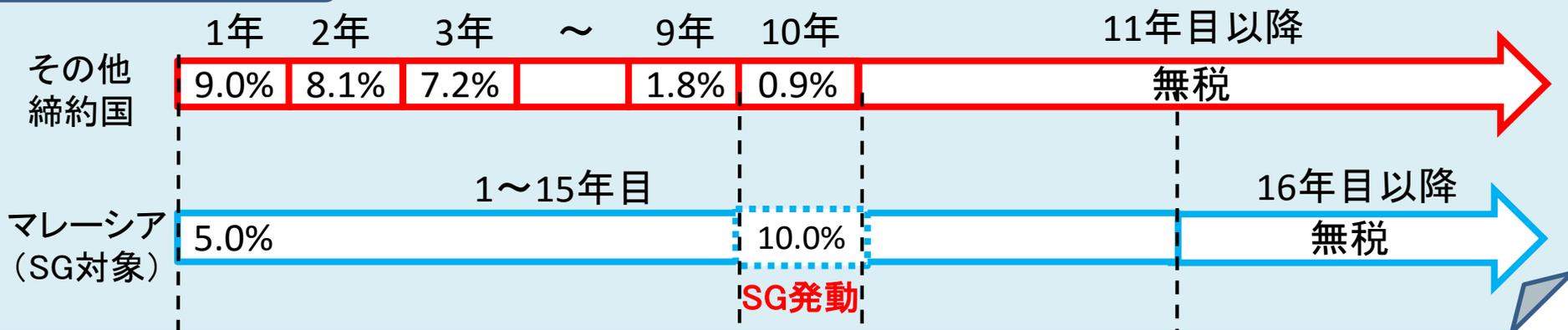
- ✓ セーフガードの対象品目に掲げる原産品の輸入数量が発動水準を超える場合、セーフガード措置をとることができる。
- ✓ 下線付の品目(豚肉、加工された豚肉、林産品)は、国別に適用されるセーフガードを含む。

TPP11協定(CPTPP)における林産品セーフガード

原産林産品について、セーフガード対象国からの輸入が発動水準を超えた場合(発動水準を超えた月の翌々月から当該年度末まで)、MFN税率を適用。

(例)合板(4412.31-191):10年目、マレーシアからの原産林産品の輸入が発動水準を超えた場合、マレーシアからの原産林産品に適用する税率を5.0%から10.0%(MFN税率)に引き上げ。

日本の譲許表



TPP11協定(CPTPP)における林産品セーフガード

措置の概要

セーフガード対象国からの「原産林産品」^(注)の輸入数量が発動水準を超えた場合(発動水準を超えた月の翌々月から当該年度末まで)、当該産品に適用される税率をTPP税率から実行最恵国(MFN)税率まで引き上げる。

(注)日本の譲許表の注釈に「SG11」～「SG17」を掲げる林産品

(例)SG14(マレーシアからの原産林産品の一部)の発動水準

1年目:104万4000立方メートル

2年目:106万4900立方メートル

(以下略)

適用ルール

セーフガード対象国からの原産林産品に適用される。

「セーフガード対象国からの原産林産品」とは、①項の最後の変更が当該国で行われる(「項」変更基準)、又は②当該対象国における完全生産品であるもの。

税率差との関係

原産林産品は、セーフガード対象品目であるとともに、税率差の生じる品目でもあり、両者の適用関係は以下のとおり。

セーフガードが発動されている場合、原産林産品のうち、

①上記ルールが適用される場合、SG税率を適用、

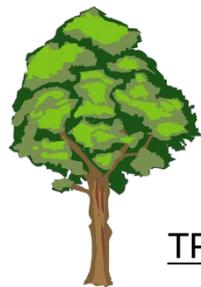
②上記ルールが適用されない場合、SG税率は適用されず、税率適用国決定ルールに基づき、適用税率を決定

【例 1】林産品セーフガード(SGが適用される場合)

合板(4412.31-191)(発効11年目。対マレーシアSGが発動している場合。)

- 本産品はマレーシアで最後の「項」の変更が行われているため、林産品SG適用ルールにより、対マレーシアSG税率(10.0%)が適用される。

【 TPP締約国(注) 】



TPP税率 無税

ベトナム

(木材の伐採): 44.03項
付加価値55%

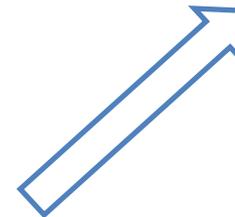


SG税率: 10.0%

TPP税率: 5.0%

マレーシア

(合板に加工(丸はぎ、膠着)): 44.12項
付加価値45%
→申告書原産地



日本

(注)各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: マレーシア(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別): 「TP」(TPP協定原産)

【例2】林産品セーフガード(SGが適用されない場合①)

合板(4412.31-191)(発効11年目。対マレーシアSGが発動している場合。)

- 本産品はマレーシアでは最後の「項」の変更が行われていないため、林産品SG適用ルールにより、**対マレーシアSG税率(10%)は適用されない。**
- その場合、**税率適用国決定ルール**により、TPP域内での完全生産品の場合、生産に関与した国のうち、**付加価値が最大の国であるベトナムの税率(無税)が適用される。**

【TPP締約国(注)】

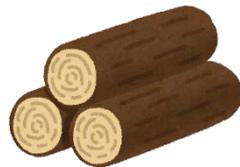


SG税率: 10.0%

TPP税率: 5.0%

マレーシア

(木材の伐採): 44.03項
付加価値45%



ベトナム

TPP税率 無税

(合板に加工(丸はぎ、膠着)): 44.12項
付加価値**55%**
→申告書原産地

日本

(注)各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄:ベトナム(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別):「TP」(TPP・他の締約国)

【例3】林産品セーフガード(SGが適用されない場合②)

合板(4412.31-191)(発効11年目。対マレーシアSGが発動している場合。)

- 本産品はマレーシアでは最後の「項」の変更が行われていないため、林産品SG適用ルールにより、**対マレーシアSG税率(10%)は適用されない。**
- その場合、**税率適用国決定ルール**により、TPP域内での完全生産品の場合、生産に関与した国のうち、**付加価値が最大の国であるマレーシアのTPP税率5.0%が適用される。**

【 TPP締約国(注) 】



SG税率: 10.0%

TPP税率: 5.0%

マレー
シア

(木材の伐採): 44.03項
付加価値55%



ベトナム

TPP税率: 無税

(合板に加工(丸はぎ、膠着)): 44.12項
付加価値45%
→ 申告書原産地

日本

(注) 各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: ベトナム(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別(原産地(申告)種別): (TPP・マレーシアに該当する国コード)(コードは発効時に確定)

TPP11協定(CPTPP)における国別関税割当

措置の概要

特定の国からの原産品に対して、関税割当(枠内数量、税率等)を設定。

(注)日本の譲許表の注釈に「CSQ-JP1」～「CSQ-JP25」を掲げる品目

(例)CSQ-JP16:NZからのプロセスチーズ(割当数量、枠内税率)

1年目:100トン、36.3%、2年目:105トン、32.7%、(以下略)

適用対象

国別関税割当の対象国からの原産品に適用される。

「対象国からの原産品」となる条件は、各割当ごとに規定(附属書2-D付録A第C節)。

(例1)カナダからの小麦(CSQ-JP7)

産品がカナダで収穫される場合。

(例2)NZからのホエイ(CSQ-JP21)

産品がNZにおいて生産され、かつ、その生産に使用される材料(HS第4類のもの)が同国においてのみ生産される場合。

なお、国別関税割当の適用を受ける場合、輸入申告書の原産地証明識別の原産地(申告)種別に、対象国のTPP国別コードを入力する。(例1では1C(TPP・カナダ)、例2では1B(TPP・NZ))

輸入申告書

・原産地欄:「項」変更基準に基づく国

・原産地証明識別(原産地(申告)種別):対象国のTPP国別コード

TPP11協定(CPTPP)における牛肉の税率(日豪EPA税率との比較)

牛肉(0201項、0202項)について、日豪経済連携協定(日豪EPA)における関税率が、CPTPPにおける関税率を下回る場合には、TPP原産の牛肉について、日豪EPAによる関税率を適用する。

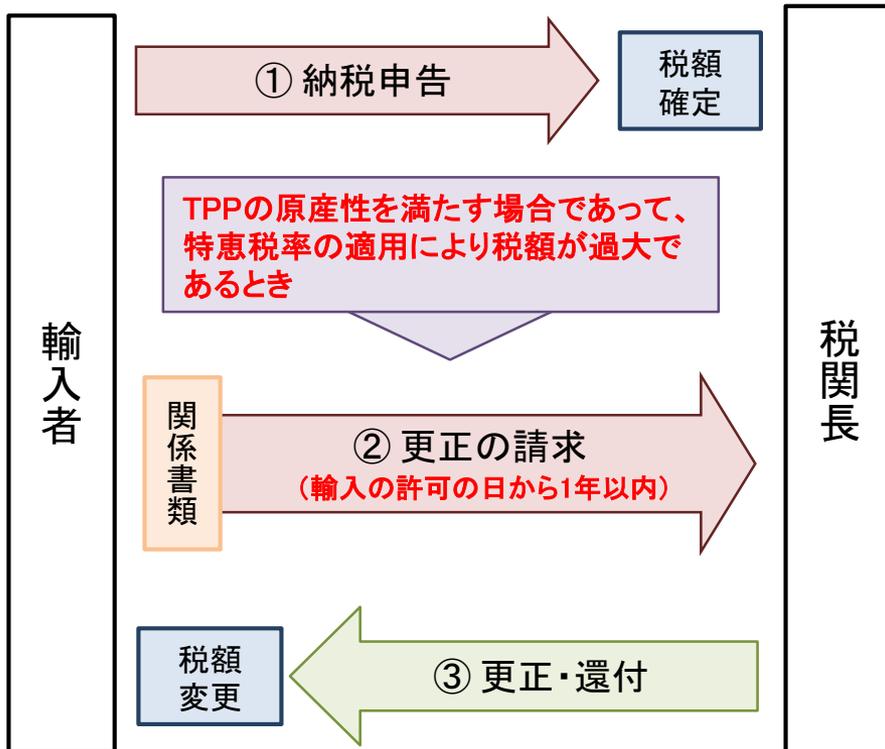
<附属書2-Dの日本国の関税率表 一般的注釈 4(jj)>

		2018/4 ~	2019/4 ~	2020/4 ~	2021/4 ~	2022/4 ~	2023/4 ~	2024/4 ~	2025/4 ~	2026/4 ~	2027/4 ~	2028/4 ~	2029/4 ~	2030/4 ~	2031/4 ~	2032/4 ~	2033/4 ~
日豪	0201 (冷蔵牛肉)	29.3%	28.8%	28.2%	27.6%	27.0%	26.4%	25.8%	25.3%	24.7%	24.1%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%
	0202 (冷凍牛肉)	26.9%	26.7%	26.4%	26.1%	25.8%	25.6%	25.3%	25.0%	24.1%	23.2%	22.3%	21.3%	20.4%	19.5%	19.5%	19.5%
		2018/12 ~	2019/4 ~	2020/4 ~	2021/4 ~	2022/4 ~	2023/4 ~	2024/4 ~	2025/4 ~	2026/4 ~	2027/4 ~	2028/4 ~	2029/4 ~	2030/4 ~	2031/4 ~	2032/4 ~	2033/4 ~
CPTPP	0201 (冷蔵牛肉) 及び 0202 (冷凍牛肉)	27.5%	26.6%	25.8%	25.0%	24.1%	23.3%	22.5%	21.6%	20.8%	20.0%	18.1%	16.3%	14.5%	12.6%	10.8%	9.0%

輸入後のTPP特惠税率の要求

輸入時に貨物がTPP税率の適用を受ける資格があつたにもかかわらず、輸入者が輸入時にその適用を要求しなかったときは、当該輸入者が輸入後にTPP税率の適用を要求し、超過して支払った関税の還付を申請することが可能。(TPP協定第3・29条)

①更正の請求の特例(商業貨物等)



②賦課決定の請求(旅客の携帯品等)

